

今月の税務トピックス (コロナ延長は実務上可能ですか?)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

令和6年8月26日(月)の早朝、都内某所のM税理士法人所長の携帯電話に職員Aから細かい声で連絡が入りました。起床後、高熱で倦怠感があり、喉も痛いとのことでした。報道機関でも新型コロナウイルス(以下単に「コロナ」といいます。)感染者が急増し、注意喚起されていた時期だったので、発熱外來の医療機関の受診の指示をして電話を切りました。その後、職員からコロナの陽性であった旨の報告があったので、5日間自宅待機をする様に指示しました。

職員Aは、時間を要する法人2件の決算業務の作業中であり、職員Aから引き継ぎをすることもできなかったため、申告・納付期限の延長(いわゆるコロナ延長)の申請を2社行うこととしました。

本稿では、コロナ延長の実務上の対応と問題点について検討することとします。

I 厚生労働省の対応

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の位置づけが「新型インフルエンザ等感染症(いわゆる2類相当)」から「5類感染症」に変更されました。この変更に伴い、コロナ陽性者(有症状)における外出を控えることが推奨される期間が、発症後5日間経過するまでとされました。

また、変更後の令和6年8月までの新型コロナウイルスによる死亡者は32,000人に達し、これはインフルエンザによる死亡者と比較すると15倍になると公表されており、感染後の後遺症も社会問題となっているとのことでした。そこで、厚生労働省が提起する企業向け新型コロナウイルスに関するQ&Aでは、「業務によって症状を悪化させること等がないよう労働者の負担軽減に配慮した無理のないものとする」ことが望ましい」とされました。

II 税務の対応

コロナ延長の税務における対応は、「令和5年5月7日までの国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの税務上の取扱いに関するFAQ(国税庁HP)」の取扱いが5月8日に更新され、令和6年1月31日には削除されました。そして、令和5年5月8日後のコロナに伴う申告期限の延長は、「災害等による期限の延長

(通則法11)」の規定によることとされました。具体的な内容は、次のとおりとされます。

- ① 地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、落雷、地すべりその他の自然現象の異変による災害
- ② 火災、火薬類の爆発、ガス爆発、交通途絶その他の人為による異常な災害
- ③ 申告等をする者の重傷病、申告等に用いる電子情報処理組織で国税庁が運用するものの期限間際の使用不能その他の自己の責めに帰さないやむを得ない事実

III コロナ申請の却下

コロナ延長の申請は、電話による国税庁審査官B及びC(異なる2人)からの病状聞き取りの際、その判断基準は「税理士事務所側と納税者側の双方がコロナに感染している場合又はそのいずれかが入院している場合などを基準として判断している旨」の同じ説明がありました。また、その際に「申告書の作成は、誰でもできるので、税理士事務所の他の税理士又は職員で行えば良い旨」の指摘も同様がありました。その後、2社の納税者に却下通知書が送付されて来ました。

おわりに

発症後5日目の金曜日の夕方、職員Aから決算業務が気になる旨の電話が入り病状を確認したところ、高熱、咳、頭痛及び倦怠感で5日間寝たきり状態であった旨の報告がありました。また、9月1日(月)に出勤した際は、職員Aの咳込む様子や倦怠感から応接室で休んでいる姿を見ると、決算業務及び他の税理士及び職員への業務引継は時間的にはできないとの判断から、コロナ延長を行うこととしました。

コロナ延長は国税通則法による「申告等をする者の重傷病、その他の自己の責めに帰さないやむを得ない事実」の内容が国税庁内部の不明確な判断基準によって行われているようです。そこで、納税者及び税理士の実務の現場を考慮した、通達による明確な判断基準が必要であると私考します。

M税理士法人は、現在国税庁に再調査の申請中とのことです。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。